

30by30ロードマップ未来 対話（第1回）

2026年8月31日

公益財団法人 日本自然保護協会 (NACS-J)

自然のちからで、
明日をひらく。

1. 日本版ネイチャーポジティブアプローチの挑戦
2. 質の高い海洋保護区・OECMのあり方の検討
3. 30by30実現に向けた取組みのあり方、論点として

参考資料（配布）最近の会報「自然保護」の記事

- ・御嶽山が「国定公園に！面積も拡張」 No.611 2026年5/6月号
- ・イヌワシの舞う日本の森を未来へ狩場創出で伐採した木材の活用も進んでいます No.613 2026年9/10月号

自然のちから推進部

特任部長 大野 正人

ネイチャーポジティブ担当室長 原田 和樹

1. 日本版ネイチャーポジティブアプローチの挑戦

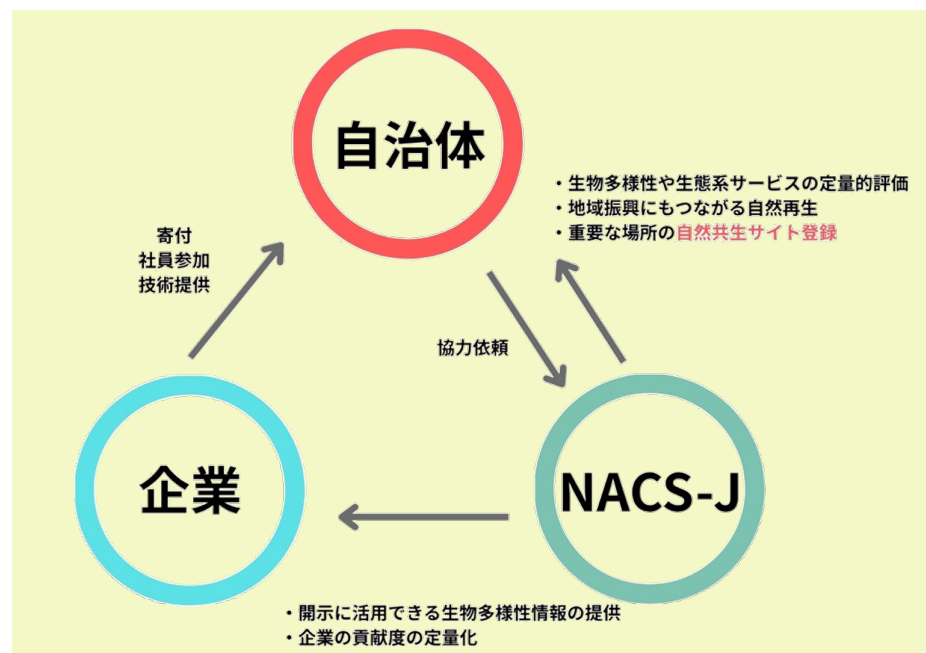
自治体の生物多様性政策の状況は十分な水準に達していない。具体的には、多くの市町村が①地域の自然の多面的な価値を把握・活用できていない、②生物多様性に関する計画を策定できていないことがある。NACS-Jはその要因として予算・人材・取組メリットの低さにあると考えている。一方、企業（特に大企業）はTNFD等の流れから、ネイチャーポジティブの機運が高まっている。これらの背景から、NACS-Jは市町村（地元住民含む）・企業・NACS-Jが三位一体となって市町村を基にしたネイチャーポジティブの実現を目指す「**日本版ネイチャーポジティブアプローチ**（以下、**日本版NPA**）」を開始した。なお、市町村に注目するのは、地域の自然的・社会的条件によって異なる生物多様性をしっかり捉え、その保全や再生、地域の社会課題の解決に向けた具体的な施策につなげるためである。

有識者委員

NACS-Jネイチャーポジティブ特別委員会 委員

石井 実	大阪府立大学名誉教授
土屋 俊幸	東京農工大学名誉教授
中静 透	東北大学名誉教授
西廣 淳	国立研究開発法人国立環境研究所 気候変動適応センター副センター長

理想的な座組



1) 取り組み推進の2つの支援サービス

NACS-Jは日本版NPA推進のため、自治体・企業に向けそれぞれ支援サービスを実施している。

自治体向け 「ネイチャーポジティブ自治体認証制度」

認証基準

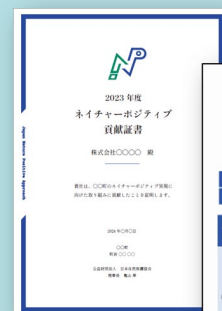
表1:「ネイチャーポジティブ自治体認証制度」の認証基準

表1:「ネイチャーポジティブ自治体認証制度」の認証基準	
基準Ⅰ	首長がネイチャーポジティブ宣言を行っている。
基準Ⅱ	生物多様性保全上の重要地域と課題が適切な手法で特定されている。
基準Ⅲ	特定された重要地域において、生物多様性の維持回復に資する実効性と持続性がある保全担保措置が計画されている。
基準Ⅳ	①保全と両立する土地利用、②生態系サービスの發揮に資する取り組み、③保全に資する教育・人材育成の機会につながる取り組みが、それぞれ増加する見込みがある。

ポイント

計画の策定、取り組みの推進、企業マッチングをNACS-Jが伴走支援

企業向け 「ネイチャーポジティブ貢献証書」



ネイチャーポジティブ貢献証書 付属書			
貴社による、ネイチャーポジティブに向けた支援や活動等の取組を定量的に評価し、その貢献の詳細を以下に記しました。			
貢献者	株式会社〇〇	対象地域	〇〇市
貢献期間	2023年度	貢献金額	〇〇千円
貢献の詳細			
①貴社の貢献で新たな土地を〇ha公有地化することができ、これにより市内のエコロジカルネットワーク機能全体の0.15%を新たに担保することができました。			
②市内の保全重要地域である〇〇の里山において、社員の参加により、森林の植生管理活動や、ため池(0.1ha)のかいぼりによる外来種駆除活動を進めることができました。			
③市内の保全重要地域を30カ所特定することができました。			
上記の貢献について、昆明・モントリオール生物多様性特組(GBF)ターゲット1~8との対応を以下に示します。			
GBFターゲット	対応する貢献		
1. 生物多様性の損失を減少させるための地域全体の計画づくりと管理	①		
2. 劣化した生態系の30%の再生			
3. 陸と水域・海の30%の保全	①、②		
4. 生物種の絶滅回避と遺伝的多様性の保全、野生生物との軋轢の最小化			
5. 野生生物の捕獲および取引の持続性と安全性、合法性の確保			
6. 侵略的外来種の移入率の半減による悪影響の最小化	②		
7. 汚染物質(富栄養化・農薬・プラスチック等)による悪影響の削減			
8. 気候変動の影響の最小化と、自然の回復力の強化			

ポイント

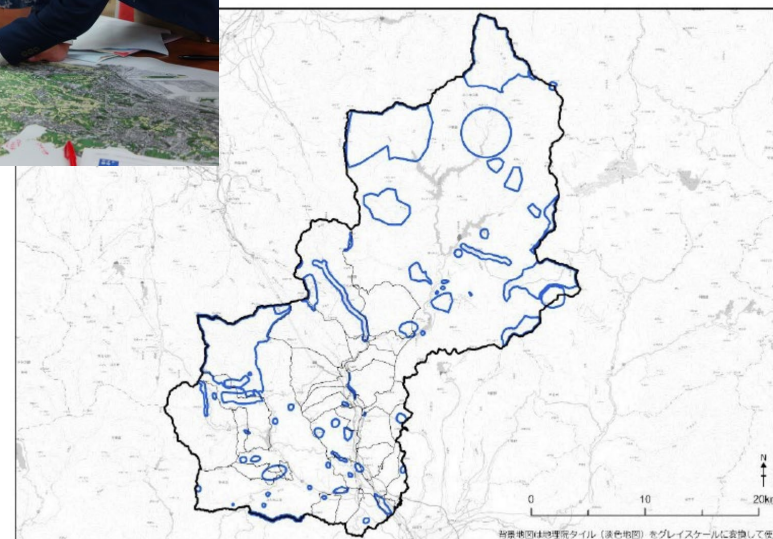
地域のネイチャーポジティブへの貢献度を、市町村の目標に即して定量的に評価し、証書化。取り組みとGBFの項目も整理。

2) 取り組みの成果と課題

取組事例 -市町村内の生物多様性保全上の重要地域の特定-

地域の自然環境を良く知る専門家へのヒアリングを通して、市町村内の生物多様性保全上重要な場所の把握を進めている。ヒアリングは、「地域の自然に詳しい学識経験者や博物館学芸員」「地域の自然に詳しい地元 NPO や NACS-J 自然観察指導員」「地域の自然環境の情報を有する都道府県の環境部局や環境研究センター」などから選定をしている。

サイト 番号	サイト 名称
①保全すべき種	・ ・ ・ ・
②サイトの重要性 (複数選択、 □に✓する)	☐ 希少性・危急性 (希少種や絶滅危惧種の生息地、希少な生態系や危機に瀕している生態系) ☐ 生態系の質 (まとまった規模の生態系や、典型的な種を多く含むなど種組成からみて健全な生態系) ☐ 相補性 (全種を保全するという観点から見て重要な場) ☐ 連結性 (重要な生態系や個体群をつなぐ上で重要であったり、渡りの中継地など生物にとって生活史の一部で重要な場)
③衰退要因 (複数選択、 □に✓する)	☐ 気候変動 ☐ 伝統的管理の放棄と遷移 ☐ 外来種 ☐ 農薬等の化学物質 ☐ シカ・イノシシ ☐ 生息地の開発や分断・孤立化 ☐ その他 (具体的に：)
その他 自由記述欄	

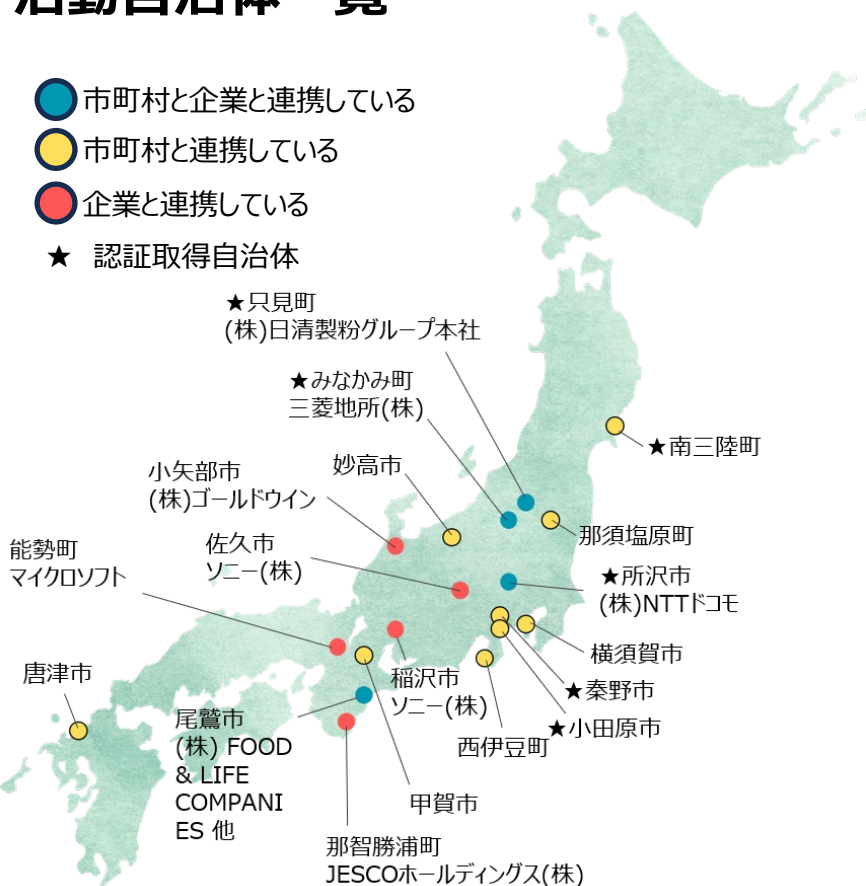


ヒアリングで使用するワークシート

ヒアリングの様子と、みなかみ町の重要地域の地図

2) 取り組みの成果と課題

活動自治体一覧



【成果】

- ✓ 全国18市町村で日本版NPAに基づく取組を開始。
- ✓ 自治体の生物多様性政策への反映：生物多様性地域戦略の策定を支援。
(南三陸町)
- ✓ 14地域で、生物多様性保全上重要な地域を特定し、地域全体を俯瞰した保全の基盤を構築。※行政が独自に特定した市町村を含む。
- ✓ 特定した重要地域の保全を具体化し、「自然共生サイト」の認定取得につなげた。(小矢部市ほか)
- ✓ 自治体と大手企業との連携を実現し、最大10年間・6億円規模の継続的な資金確保につなげた。(みなかみ町)
- ✓ 生物多様性保全を通じた地域課題の解決(NbS)を実践し、交流人口の拡大や地域材の高付加価値化などにつなげた。

【日本版NPAを推進するうえで感じる課題】

- ✓ 市町村の中には新たな業務や調整等による行政負担の増加への懸念から、ネイチャーポジティブへの取組にハードルの高さを感じている市町村がある。
- ✓ 企業におけるネイチャーポジティブへの関心や取り組みの機運は高まっているものの、個別のサイトや活動にとどまり、ランドスケープの視点や、ネイチャーポジティブに向けた移行戦略の視点が十分でない場合がある。
- ✓ 企業が取組の実行や成果創出に求めるスピードと、市町村や関係省庁が合意形成や意思決定に必要とする時間との間にギャップがある。
- ✓ 自然再生に関する知識、実践するための技術力が各地で不足している。
- ✓ 地域の自然に根差したエリアマネジメントができる組織・人材が不足している。



2. 質の高い海洋保護区・OECMのあり方の提言活動

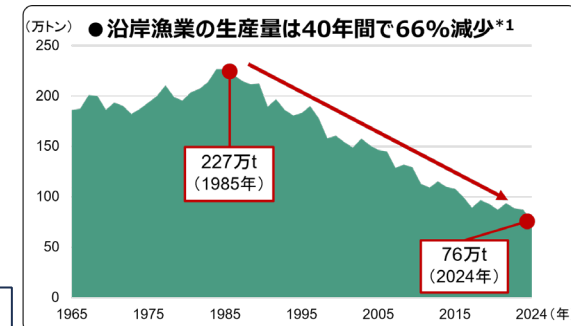
現在、日本の海域の**13.3%が海洋保護区（MPA）**として位置付けられているが、**生物多様性の保全が直接の目的とされていないこと、モニタリングや生物多様性保全への効果の検証が十分に行われていないなどの課題**がある。特に、保護区域の効果を高めるためには、漁業者をはじめとするステークホルダーの主体的な関与を促すことが重要である。これらの課題の解決及び我が国における30by30目標の実現に向けて、NACS-Jでは米国の財団Oceans 5より助成金を受給し、検討会を設立・運営し、提言の検討を2024年から続けてきた（2026年10月公表予定）。

有識者委員

白山義久	京都大学 名誉教授、国立研究開発法人海洋研究開発機構地球環境部門 アドバイザー
清野聡子	九州大学大学院工学研究院 准教授
牧野光琢	東京大学大気海洋研究所 教授、笹川平和財団海洋政策研究所長
宮原正典	よろず水産相談室 afc.masa 代表
八木信行	東京大学特命教授室 特命教授
山北剛久	国立研究開発法人海洋研究開発機構地球環境部門 主任研究員

事務局

公益財団法人日本自然保護協会
UMINEKOサステナビリティ研究所



沿岸域の開発・改変等

陸域由来物質の流入

海水温の上昇

海洋酸性化

自然海岸の減少

1998年には全海岸延長の約**50%**に減少。

干潟の減少

1995年の干潟面積は1945年の半分近くに減少。

磯焼け・藻場の縮小

1990年に約33万haあった藻場が、2022年には16～17万haとおよそ半分に減少。

サンゴの白化・質の低下

南西諸島では、埋立等による減少や白化現象による質の低下が進行。

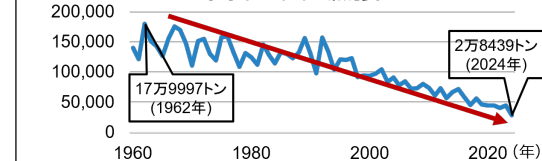
海洋生物種の絶滅危惧

海洋生物種のうち、**438種**が絶滅のおそれ。

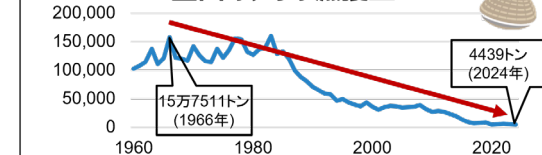
海洋プラスチック

毎年**11,000～27,000トン**のプラスチックが海に流出

● 全国のコブ漁獲量



● 全国のアサリ漁獲量

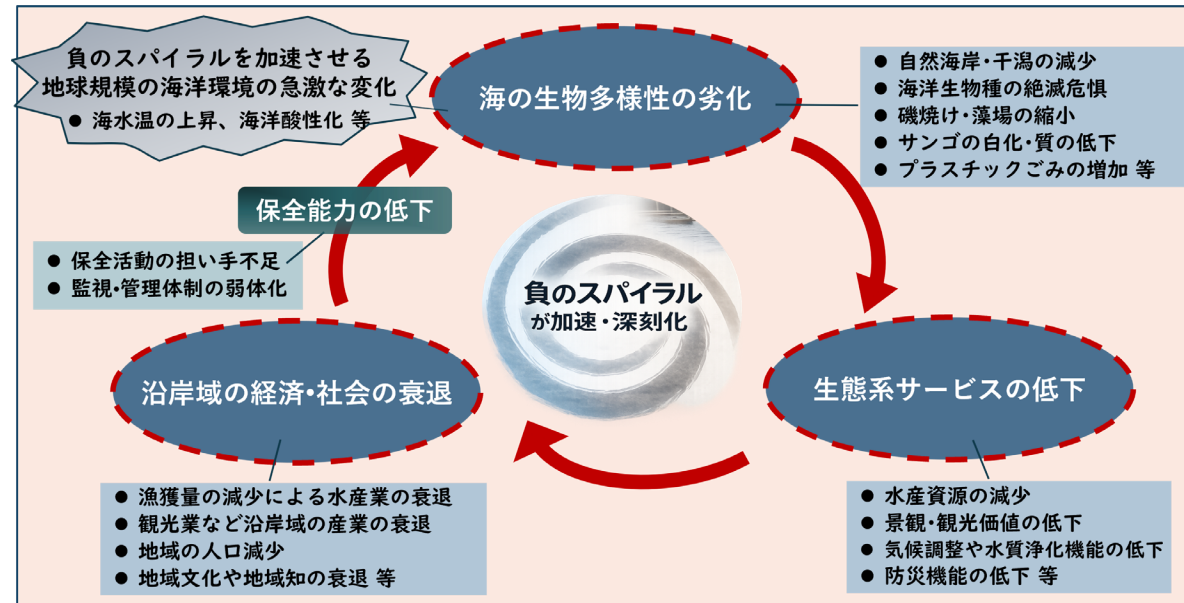


*1 農林水産省「海面漁業生産統計調査」 *2 三重県「海面漁業魚種別漁獲量」 *3 水産庁「令和7年度水産白書」

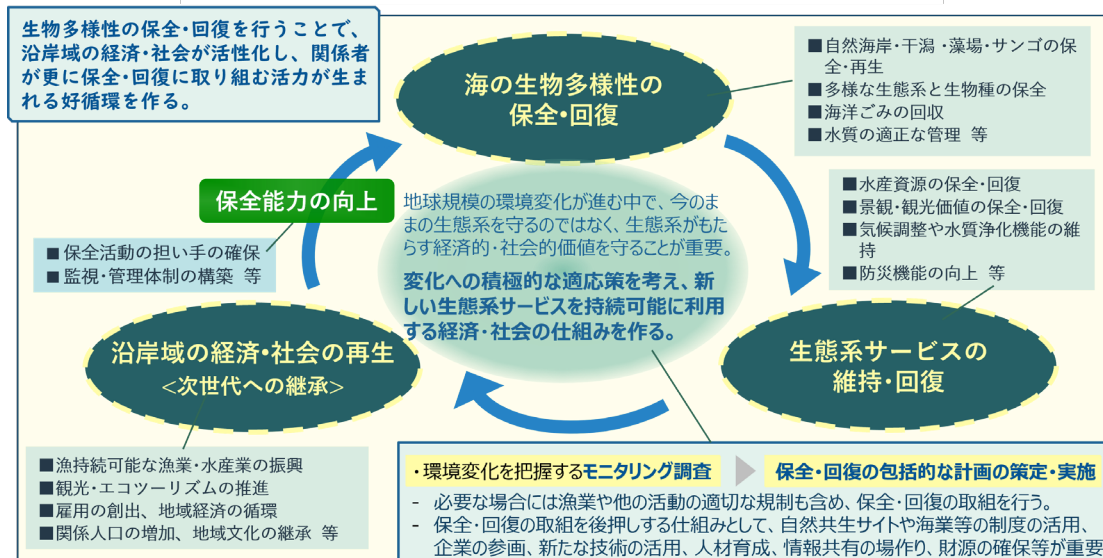
1) 負のスパイラルから沿岸域の再生プロセスへ

沿岸域の生物多様性の劣化と地域社会の衰退の負のスパイラル

- 海の生物多様性は沿岸域の経済・社会を支える基盤であるが、**沿岸域の生物多様性の劣化と沿岸域の経済・社会の衰退の負のスパイラルの進展する。**
- 地球規模の海洋環境の急激な変化が生じている中で、沿岸域に人が住み、人が積極的に関わり海のレジリエンスを高めることをしなければ、海の生物多様性の劣化と生態系サービスの低下が更に進む。



生物多様性の保全・回復による沿岸域の経済・社会の再生プロセス



- 沿岸域の経済・社会の再生に向けて、生物多様性がまだ高い海域を保全するとともに、生物多様性が劣化した海域についても、回復が可能な場合にはその回復に向けた取組を行うことが必要である。
- 特に生物の産卵場や仔稚魚の生育場となる藻場・干潟やサンゴ礁を始めとする生態学的・生物学的に重要な海域を保全することで、海洋環境の変化に対する生態系の抵抗力・回復力・適応力を高めることが必要である。

2) 質の高い海洋保護区・OECMにおいて目指す姿、5つの基準

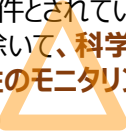
- 私達が考える**生物多様性が保全されている海域**とは、その海域が本来有する種の多様性、遺伝子の多様性、生態系の多様性が保たれており、自然要因や人的要因により変化する海洋環境・生態系の状態に対応する抵抗力・回復力・適応力を備えている状態である。**質の高い海洋保護区・OECM**は、このような生物多様性の保全・回復の実現に向けた体制・手法が明確であり、その効果が実証されている**区域**として、以下の5つの基準を満たすものとする。

質の高い海洋保護区・OECMの5つの基準

- 生態系や生物種の特徴・状態・課題が明確であり、生態学的・生物学的に重要な区域が特定され、適切に保全・回復の取組が行われていること
- 管理目標（生物多様性の保全・回復の目標）とその実現に向けた管理計画が策定・実施されていること

- 研究者、地域住民、市民団体などの関係者の参加が図られていること
- 定期的なモニタリング調査を実施し、結果が公表されていること
- モニタリング調査の結果を踏まえた順応的管理が行われていること

現状の評価（概要）

	(1) 生態学的・生物学的に重要な区域の特定、保全・回復の取組	(2) 管理目標と管理計画の策定・実施	(3) 関係者の参加	(4) 定期的なモニタリング調査と公表	(5) 順応的管理
海洋保護区	自然環境保全地域、沖合海底自然環境保全地域を除いた大半の海洋保護区では、 特定の自然環境、生物、水産有用種の保全を目標とすることが多く、生態系や生物種全体の保全・回復が目標となっていない			モニタリングが要件とされていないため、一部の優良事例を除いて、 科学的根拠に基づき、生物多様性のモニタリングが行われている例は少ない	
OECM(自然共生サイト)の認定基準	生物多様性の増進のための活動を実施するために明確かつ適切な範囲が設定されており、実施区域が生物多様性の価値を有すること、活動の内容が生物多様性の維持・回復・創出に相当程度寄与することが、認定の要件とされている。			適切なモニタリングの実施が求められている。	

- 日本の特徴を生かし、**既存の制度を上手く組み合わせる形で地域における生物多様性保全を図る**ためには、個別の制度の中で取組を推進していくとともに、**海洋空間計画（沿岸域の総合的管理計画）の策定など地域における包括的な生物多様性保全の枠組みが必要**ではないか。

3) 質の高い海洋保護区・OECMの拡大目標

- ・ 自然資源を活用した「沿岸域再生の将来像」の実現に向けて、地域の生物多様性の保全・回復に向けた包括的な計画の策定・実施に取り組む地域を、30ヶ所作ることを目標とする。
 - 日本の沿岸域の大半は既に海洋保護区と位置付けられているが、ここでの目標は、新たな取組を開始する地域、既にある取組の質を更に高めていく地域の両方を対象とする。

取組の概要（プロセス）

日本自然保護協会が、行政や他の団体と連携してこれらの取組を行う地域への支援を行う。（ネイチャーポジティブ自治体認証の活用）

市町村が中心となり、沿岸域のステークホルダーと連携して「沿岸域再生」に向けた取組を実施する。

1. 地域の生態系や生物種の特徴・状態・課題を把握し、生態学的・生物学的に重要な区域を特定する。
2. 自然資源を活用した「沿岸域再生の将来像」を検討し、その実現に向けた生物多様性の保全・回復の包括的な計画を策定・実施する。
3. 研究者、地域住民、市民団体などの沿岸域の保全に係るステークホルダーの参加を図る。
4. 定期的なモニタリング調査を実施し、結果を公表する。
5. 調査結果を踏まえた順応的管理を行う。

質の高い海洋保護区・OECMを全国に拡大する。



Phase 1

初めに複数のモデル事例を策定する

Phase 2

全国展開：取組地域を全国30ヶ所に作る

最終目標：日本の海域の30%が、質の高い海洋保護区・OECMとして保護され、自然資源を活用した「沿岸域再生」の取組が全国に広まる

4) 質の高い海洋保護区・OECMの拡大に必要な体制・取組

国の体制・取組

政策提言

国の体制・取組

1. **生物多様性の保全・回復が沿岸域の経済・社会の再生の重要な要素であることを、国全体の重要政策として位置付ける。**
2. 内閣府総合海洋政策推進事務局が各府省と連携して実施を担う「**海洋開発等重点戦略**」における**重要ミッションを進める前提として、海の生物多様性の保全・回復の推進（質の高い海洋保護区・OECMの拡大、沿岸域の総合的管理計画の策定推進等）を掲げる。**
3. 海の生物多様性の保全・回復を推進する司令塔として、**内閣府総合海洋政策推進事務局の体制を強化し、環境省から専任の参事官を派遣する。**
4. 環境省は、2011年に抽出した。その後、海洋環境の変化によって生物多様性の状態も変化していること、生態系の調査に関する技術も新しくなっていることに鑑み、「**生態学的・生物学的に重要な海域**」（EBSA）をアップデートする。

財源の検討

20. 海の生物多様性の保全・回復活動への支援を強化するための**財源や活動を運営するためのファイナンスメカニズムの検討が必要**である。
 - **海洋環境税を新設し国または地方自治体が徴収すること。**
 - **地方交付税の算定指標に海洋保護区の管理面積を追加する**など、地方財政措置の充実を図る。
 - 民間資金の活用についても、**ブルーカーボンのクレジット制度の活用や、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の進展による企業による生物多様性保全活動への投資の促進などを推進**

3. 30by30実現に向けた取組みのあり方、論点として

30%の面積を確保しただけでネイチャーポジティブが実現するわけではない。
その30%が、生物多様性の損失を止め、回復させることに実際に貢献しているかが重要である。

1. 「質の高い保全・管理」の共通原則をつくる

既存の保護地域制度、国制度OECMを問わず、**重要地域・課題の特定、保全の目標設定と管理計画、関係者参画、モニタリング調査と公表、順応的管理を「質の高い保全・管理」の共通原則とする。**

2. 「量」と「質」を同時に追求する

30by30は「量」の達成だけでなく、同時に「質」の確保を目指すべき。**地域の重要地域から保全・回復をすすめるうえで、生態系レッドリスト（RLE）の新たな整備や生物多様性重要地域（KBA）や重要海域（EBSA）の更新により科学的な優先度をつけ、各保護地域制度で管理有効性評価（PAME）を行い管理効果を高める。**

3. 保護地域とOECMを中核とした生態系ネットワークと国土形成をつくる

国制度OECM・自然共生サイトを保護地域の代替ではなく、**補完的な仕組みとして位置づけ、陸域・海域をつなぐ生態学的接続性を確保した生態系ネットワークを形成**する。グリーンインフラやABINC・FSC等の民間認証制度等も活用し、**空間計画・土地利用計画と生物多様性保全を統合**する。また、人口減少社会を見据え、**生態系機能や自然資源量の回復・向上を基盤としたランドスケープ・シースケープでの国土形成へと転換**する。

4. ネイチャーポジティブを社会全体の変革につなげる

NbS(Nature-based Solutions)の観点から、行政、企業、地域、研究機関、NGO、市民などが連携し、**生物多様性の回復、気候変動対策、地域の持続可能性を統合的に解決**していく。そのための**技術的・財政的投資や実効性のある税制等のインセンティブを確保**するとともに、**地域の優良事例をモデル化して、国が支援・展開する仕組み**をつくる。